

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会（第2回）

日時：平成28年12月19日（月）

午後1時30分から

場所：米子市役所 議会第2会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第三次計画）素案について

4 その他

- (1) 今後のスケジュールについて（案）

12月20日	教育委員会にパブリックコメント（案）を報告
1月18日	市議会総務教育委員会にパブリックコメント（案）を報告
1月20日～2月20日	パブリックコメント募集期間
2月23日頃	第3回検討委員会（パブリックコメントの結果報告・計画変更案の検討・最終案のまとめ）
2月下旬	教育委員会に最終案を報告
3月上旬	計画策定
3月中旬	市議会総務教育委員会に計画の策定について報告
4月1日	計画の実施

5 閉 会

《資料》

[資料1] 米子市子どもの読書活動推進ビジョン(第三次計画)【第1回修正案・コメント入り】

[資料2] 米子市子どもの読書活動推進ビジョン(第三次計画)【第1回修正案】

参考資料 米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会(第1回)・会議録(概要)

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員名簿

平成28年12月19日現在

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験のある者 (1号関係)	ふじはら あつこ 藤原 厚子	米子市小学校長会	
学識経験のある者 (1号関係)	もといけ ひろあき 本池 弘昭	米子市中学校長会	
学識経験のある者 (1号関係)	もうり えいこ 毛利 英子	鳥取県立皆生養護学校	
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	ぼくら ひさこ 卜蔵 久子	米子市社会教育委員の会	会長
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	わたなべ なおこ 渡邊 眞子	米子市図書館協議会	副会長
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	よした ともこ 頼田 知子	米子市児童文化センター 運営委員会	
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	やなぎはら もとこ 柳原 素子	米子市小中PTA連合会	
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	おおぐに まりこ 大國 真里子	米子市小中PTA連合会	
各種関係団体を代表する者 (2号関係)	かつべ かずえ 勝部 和恵	米子市立保育園長会	
教育委員会が適当と認める 者(3号関係)	なかやま ゆうこ 中山 右子	公募委員	
教育委員会が適当と認める 者(3号関係)	たかはし もとこ 高橋 素子	公募委員	
教育委員会が適当と認める 者(3号関係)	どうば りえ 道場 利恵	公募委員	

(順不同)

H28. 12. 19

米子市子どもの読書活動推進ビジョン

(第三次計画)

【第1回修正案・コメント入り】

平成 年 月

米 子 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 子どもの読書活動の意義と大人の役割	1
2. 子どもの読書活動推進の背景	1
第2章 基本的な考え方	2
1. 計画の目標	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の対象及び期間	2
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	4
1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進	6
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	6
① 家庭の役割	6
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	7
① 市立図書館の役割	7
② 児童文化センターの役割	8
③ なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館、子育て支援センターの役割	9
(3) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進	10
① 幼稚園、保育所・認定こども園の役割	10
② 学校の役割	11
(4) 障がいのある子どもの読書活動の支援	12
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	12
(1) 市立図書館	12
(2) 児童文化センター	13
(3) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館、子育て支援センター	13
(4) 学校図書館等	14
3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成	14
4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発	15
資料1	16
子どもの読書活動の推進に関する法律	16
資料2	18
文字・活字文化振興法	18
資料3	20
米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱	20

第1章 計画策定の趣旨

1. 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉の意味を知るのみにとどまらず、「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」などの力を育て、豊かな人間性を育み、人生を送るための財産として生きる力となります。

また、教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を持っています。

このように、計り知れない価値を持っている子どもの読書活動は、幼い頃から習慣化することが大切です。

挿入

すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる子どもの読書活動を、米子市全体として推進します。

2. 子どもの読書活動推進の背景

今日、わが国においては少子高齢化の進展に加え、人口減少社会の到来という歴史的な転換期を迎え、核家族化とも相まって、家庭や地域において子どもたちの成長を支える基盤が弱くなってきています。また、インターネットの普及とともに、ゲーム機、ケータイ、スマートフォンなど、さまざまな情報通信機器の急速な発達、普及などにより、生活環境の変化や乳幼児期からの読書習慣の未形成などによる「読書離れ」ということも指摘されています。

このような状況の中、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

また、平成14年8月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成20年3月には第二次基本計画を、そして平成25年5月には第三次基本計画を策定し現在に至っています。

これを受けて鳥取県は、平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月には第二次計画を、そして平成26年3月には第三次計画を策定し、読書活動の取組や方向性を示しています。

米子市では、国や鳥取県の考え方を踏まえ、平成18年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、その後、平成24年6月に、項目ごとに「現状と課題」を振り返り、施策の方向性について明記した第二次計画を策定しました。

このたびの計画では、第二次計画の成果と課題を振り返り、改めて施策の方向性を明記しました。

コメント [1]: 修正

「子どもの読書活動の意義と大人の役割」

コメント [2]:

「そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていく必要があります。」

第2章 基本的な考え方

1. 計画の目標

「子どもの読書活動」は、子どもが成長していく上で、とても重要な役割を持っています。

米子市では、次の4項目を基本目標として、子どもの読書活動を推進することとします。

1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所^{挿入}における子どもの読書活動の推進
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成
4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

コメント [3]:

「・認定こども園」

2. 計画の位置付け

米子市では、第3次米子市総合計画「米子いきいきプラン2016」（平成28年3月策定）において、「生活充実都市・米子」を市の将来像として、その中で4つのまちづくりの目標の一つに、「豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり」を掲げています。さらにこの中で、まちづくりの基本方向として「豊かな心を育む学校教育の推進」、「青少年育成」、「生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現」などを掲げて各種の施策を展開しています。

また、平成24年10月に、米子市教育委員会が策定した、「米子市教育振興基本計画」においては、“ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子”という目指すべき教育理念のもと、その中で4つの基本目標の一つに、「学ぶ楽しさのあるまち」を掲げ、さらに基本施策として「子どもの読書活動の推進」を定めています。

国・県の定めた計画や米子市総合計画及び米子市教育振興計画との整合性を図り、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第三次計画）」を策定します。（計画の体系図参照）

3. 計画の期間

^{挿入}

^{挿入}この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

コメント [4]: 修正

「計画の対象及び期間」

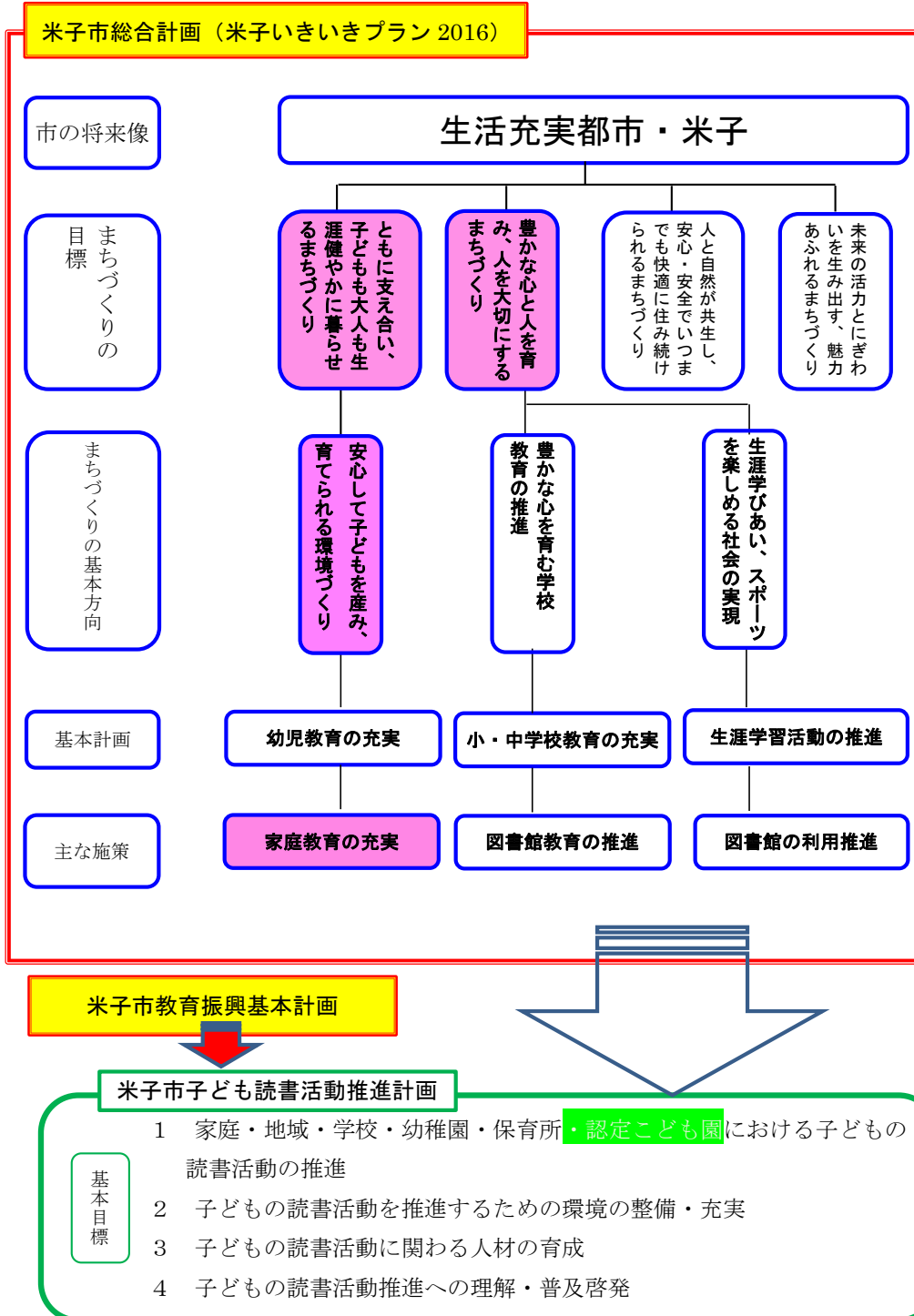
コメント [5]:

「(1) この計画における「子ども」とは、0歳児からおおむね18歳までの者をいい、この計画は全ての大人を対象とします。」

コメント [6]:

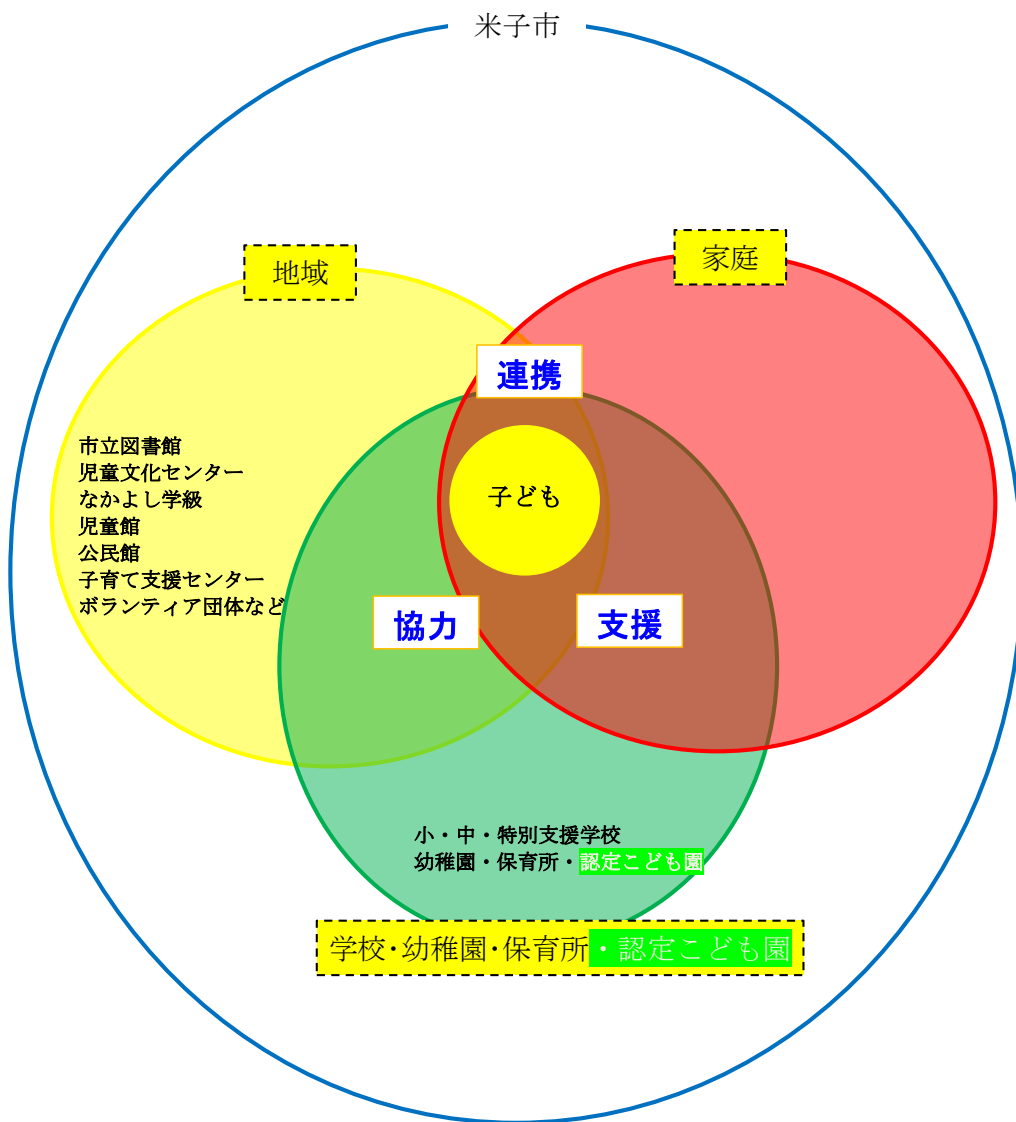
「(2)」

計画の体系図

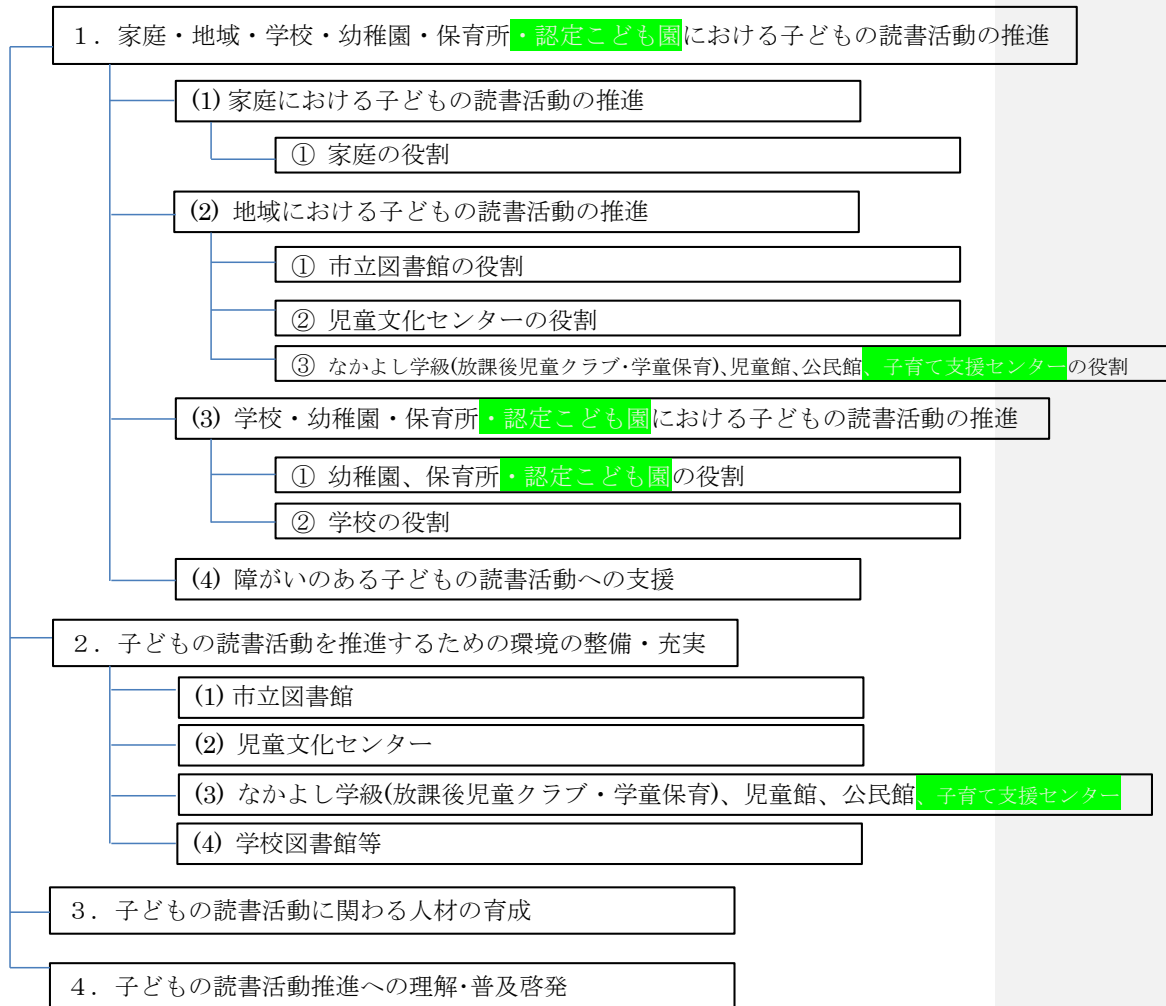


第3章 子どもの読書活動推進のための方策

子どもの読書活動推進ビジョン推進体制（イメージ図）



[施策の体系図]



1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所¹挿入における子どもの読書活動の推進

コメント [j7]:

「・認定こども園」

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもに読書習慣を身に付けさせるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切です。そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていく必要があります。

特に家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与えられているとされています。

また、乳幼児期は、大人の子どもの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子のきずなが深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎がつけられていきます。

米子市では、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供するため、読書活動の推進において重要な役割を果たすことができるよう努めます。

① 家庭の役割

[現状と課題]

- 幼少期から絵本に親しむ機会が少ないなどの理由から読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなる場合も多く、保護者の側にも子どもと本の関わり方に戸惑いがある場合もあります。
- テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、携帯電話、**スマホ**などの情報メディアが、日常生活に浸透し、大人も子どもも読書離れが進んでいます。
- 塾や習い事などによって、家庭での時間をゆとりをもって過ごすことが少なくなっている傾向にあります。
- 米子市や子どもに関わる機関では、次のような取組をしています。
 - ・ 米子市では、子どもの6か月児健康診査時に「ブックスタート」事業を行っており、絵本をプレゼントし、健康対策課、市立図書館や児童文化センターの司書が中心となって、ボランティアと連携し、絵本を通じた保護者たちの子育て支援を行っています。また、市立図書館では、推薦図書リストを作成配布しています。
 - ・ 市立図書館、児童文化センターなどの施設では、ボランティアの協力を得て、おはなし会¹が行われていることを紹介しています。
 - ・ 市立図書館ホームページで子育て支援情報、推薦図書について紹介しています。
 - ・ 児童文化センターでは、育児サークルなど地域へ出張読み聞かせを行っています。
 - ・ **子育て支援センター**では、毎日、複数回、絵本の読み聞かせを行っています。

コメント [j8]: 修正

「スマートフォン」

コメント [j9]: コメント[j22]へ。

[施策の方向]

- 家庭での子どもの読書活動の重要性について、保護者への理解に努めます。
- 保護者に対し、家庭での読書の大切さについて啓発に努めます。
- 家庭での読書を介したコミュニケーションづくりについて啓発に努めます。

¹ おはなし会：昔話を語ったり、絵本の読み聞かせをしたりすること。

- 読書の楽しみ方など各種講座の実施に努めます。
- **挿入(新規)**
- 赤ちゃんに絵本を手渡す「ブックスタート」事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合い、乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごせるよう取組みます。
- 「ブックスタート」絵本や市立図書館の推薦図書リストの活用について啓発に努めます。
- **挿入(新規)**

コメント [j10]:

「鳥取県子ども読書アドバイザーの活用について啓発に努めます。」

コメント [j11]:

「「ブックスタート」事業に続き、セカンドブックなどのブックスタートフォローアップ事業について調査・研究を行います。」

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちが、本に親しみ、本の世界を楽しみながら、個性を伸ばし、想像力を養っていただけるよう、市立図書館などでは、選書や各種サービスによって、読書環境の整備、充実に努めるとともに、子どもたちが読書活動を習慣とし、自由に読書活動を行うことに期待しています。

① 市立図書館の役割

[現状と課題]

- 子どもが読書の楽しみ、喜びを知るとともに、子どもの学習や調査・研究に協力できるよう、質のよい本を選書し、幅広く収集するよう努力しています。
- 本の貸出、予約・リクエストの受付、レファレンス²、読書相談などを通して、子どもたちに本を提供しています。季節やテーマ展示を適宜行っています。
- 乳幼児の推薦図書の紹介、小学生から中学生、高校生までの推薦図書リストを作成し、ブックレット³あるいはホームページ上で公開しています。
- 県内の公共図書館をはじめとして全国の公共図書館と相互貸借⁴を行っています。
- 移動図書館車⁵による巡回貸出を行い、児童館、地域文庫、検診会場等へ貸出文庫として定期的に配本しています。
- ブックスタート支援と「おはなし会」
 - ・ 6か月児健康診査時に、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや、絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者への理解に努めます。
 - ・ 図書館児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」を開いています。「子ども読書の日⁶」や「図書館まつり」等の行事でも、「おはなし会」や「絵本づくり」などの親子で参加できる催しをしています。
 - ・ 乳児向けの絵本コーナーを設置しています。
- 学校図書館の支援と連携

² レファレンス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。

³ ブックレット：小冊子。

⁴ 相互貸借：複数の図書館の間で相互に図書資料等の貸借する仕組み。

⁵ 移動図書館車：図書資料を自動車に積んで、施設等を巡回し、一般貸出を行う車両。

⁶ 子ども読書の日：平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された日。

- ・市(組合)立小・中・特別支援学校の問い合わせに対して、リクエスト貸出を行っています。
- ・学期ごとに長期貸出として、学級文庫用図書のセット貸出を行っています。
- ・ふるさと米子を知るためのパスファインダー⁷「ふるさと米子探検隊」を年1回発行し、市(組合)立小・中・特別支援学校⁸の図書館及び各教室に配布しています。
- ・児童・生徒の施設見学・ガイダンス⁹及び中・高生の職場体験の受入れをしています。

【施策の方向】

- レファレンス、読書相談に積極的に対応します。
- 図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本の調べ方などの説明に努めます。
- ヤングアダルトコーナー¹⁰を充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介をします。
- **今後も**移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービスに努めます。
- 創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくれます。
- 子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催します。
- 他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、**挿入**児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行います。
- 今後も学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を行います。
- **挿入(新規)**

コメント [j12]: 削除

コメント [j13]:

「認定子ども園、」

コメント [j14]:

「県立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上に努めます。」

② 児童文化センターの役割

【現状と課題】

- 言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」を実施し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに取り組んでいます。
- 「としょしつだより」を発行し、新刊情報や読書に関わる情報を提供しています。
- ボランティアと連携して、「おはなし会」を実施しています。
- 館内において、幼稚園、保育所、**挿入**小・中・特別支援学校等の希望団体へ「おはなし会」を随時実施しています。
- 大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を実施しています。

コメント [j15]:

「認定子ども園、」

⁷ パスファインダー：資料・情報を収集する際に検索方法をまとめたもの。

⁸ 特別支援学校：障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う学校。

⁹ ガイダンス：利用方法や情報収集に役立つ初歩的な説明、案内。

¹⁰ ヤングアダルトコーナー：主に中・高校生にあたる思春期の子どもたち向けにそろえられた図書コーナー。

- 6か月児健康診査時に行われる、「ブックスタート」事業の支援として、保護者を対象に絵本の読み聞かせや、絵本を通したふれあいの大切さについてお伝えしています。
- ボランティア育成と保護者への読書活動啓発のため、読み聞かせ講座を実施しています。
- 小・中学校への団体貸出¹¹、レファレンスを実施しています。
- 児童・生徒の施設見学・ガイダンス及び中・高生の職場体験の受入れを行っています。
- 小・中・特別支援学校に移動図書館車の巡回による本の提供を行っています。
- 希望する団体に本を選書し、団体貸出をしています。
- 学校図書職員¹²研修会に参加協力しています。

【施策の方向】

- 子どもと保護者が一緒に楽しめる読書環境づくりに努めます。
- 新刊情報などを通して、読書に関わる情報を引き続き提供します。
- ボランティアと連携して、「おはなし会」などのサービスを継続します。
- 妊婦対象に「おはなし会」を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図ります。
- 就学前児童の読書環境を整えるため、幼稚園、保育所**挿入**への団体貸出を強化し、保育士および保護者に読書への関心の啓発を図ります。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供を継続します。
- 市立図書館、学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力を努めます。
- **挿入(新規)**

コメント [j16]:

「、認定こども園」

③ なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館**挿入**の役割

(7) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館

【現状と課題】

- なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）や児童館では、活動時間が短いですが、読み聞かせを行っています。

【施策の方向】

- 読み聞かせを継続し、児童の読書への関心を高めるとともに読書の機会を提供します。
- **挿入(新規)**

コメント [j17]:

「市立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上に努めます。」

コメント [j18]:

「、子育て支援センター」

(4) 公民館

【現状と課題】

- ボランティアによる読み聞かせを行っています。

コメント [j19]:

「市立図書館等と連携して、研修の機会を設け、職員の資質の向上に努めます。」

¹¹ 団体貸出：図書館などが地域や職場の団体やグループなどに図書資料等をまとめて貸出をすること。

¹² 学校図書職員：主に、学校図書館における諸事務を担当する職員。

- **挿入**新刊本の紹介が行われています。
- 市立図書館からの移動図書館車が公民館へ巡回するなどして、図書の提供を受けています。
- 図書室は、子どもが本を借りることが出来る場所ですが、蔵書数、図書室の運営方法は、公民館により異なります。
- 蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

コメント [j20]:
「市立図書館の」

[施策の方向]

- 図書室の図書の充実に努めます。
- 子どもたちへの読み聞かせ**挿入**を継続し、子ども読書活動の大切さを啓発します。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館からの支援を受けます。

コメント [j21]:
「支援」

(7) 子育て支援センター

[現状と課題]

- **コメント[j9]から**

コメント [j22]: 移動後、挿入
「子育て支援センターでは、毎日、複数回、絵本の読み聞かせを行っています。」

[施策の方向]

- **挿入(新規)**

コメント [j23]:
「市立図書館等と連携して、研修の機会を設け、職員の資質の向上に努めます。」

(3) 学校・幼稚園・保育所**挿入**における子どもの読書活動の推進

学校や、幼稚園、保育所**挿入**は、子どもたちが1日の大半を過ごし、同年齢、異年齢の友だちとふれあいながら成長していく場です。

幼稚園や保育所**挿入**では、乳幼児期に絵本や物語に接することで読書の楽しさと出会えるよう、絵本の読み聞かせや本の貸出が行われています。

学校では、朝の読書¹³などの子どもたちが本と出会う時間の確保がなされています。また、学校図書館は、読書活動のみにとどまらず、学習活動の支援をするうえで大きな役割を担っています。

学校は、学習活動を通じた子どもの読書習慣の形成に大きな役割を持っています。

コメント [j24]:
「・認定こども園」

コメント [j25]:
「、認定こども園」

コメント [j26]:
「、認定こども園」

① 幼稚園、保育所**挿入**の役割

[現状と課題]

- 絵本を通してさまざまな保育活動を実践し、豊かな感性を育てています。
- 乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、発達段階に応じた読み聞かせを行っています。
- 絵本について、家庭との連携を図るよう努めています。
- 教職員の研修を実施し、能力や資質の向上を図っています。
- 乳幼児期の親子の絆を深めるため、絵本の貸出を行っていますが、家庭での読書活動には差が見られます。

コメント [j27]:
「、認定こども園」

¹³ 朝の読書：主に朝の授業の始まる前の時間に、全校で読書に取り組むこと。

- 市立図書館・児童文化センターを活用していますが、連携・活用が少ない傾向にあります。

[施策の方向]

- 乳幼児期の読み聞かせを継続し、子どもたちが絵本に親しむ機会を提供します。
- 絵本を通して、保育活動を充実させ、心豊かな感性を育てます。
- 講演会などを通し、大人も絵本などの読書を楽しめるよう、啓発します。
- 「ノーテレビデー¹⁴」などの取組を通して、家庭での読書活動の大切さを保護者に伝え、読み聞かせによる乳幼児期の親子の絆を深められるよう啓発します。
- 市立図書館、児童文化センターとの連携を深め、活用に努めます。
- 市立図書館等と連携し、情報交換や研修の機会を設け教職員・保育士等の資質の向上に努めます。

② 学校の役割

[現状と課題]

- 「朝の読書」は、すべての小中学校で実施されており、1日の始まりの読書により学習への気持ちの切り替えなど、さまざまな効果があることが認識されています。
- 「朝の読書」の時間や休憩時間を利用して、ボランティアによる読み聞かせが行われています。
- 市立図書館から学期単位で貸出を受けた図書は、「朝の読書」などに利用されています。
- 「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行うなど、子どもたちの活動によって読書活動が活性化されています。
- 市(組合)立全小・中・特別支援学校の学校同士で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化に努めています。
- 市(組合)立全小・中・特別支援学校に配置されている司書教諭¹⁵や学校図書職員に対する研修を行い、能力の向上を図っています。

[施策の方向]

- 主体的な学習に対応するため、学習情報センターとしての機能の充実・活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感じさせ、豊かな心や感性の育成に努めます。
- 小・中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実に努めます。
- 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせ等を推進します。
- 市立図書館司書等から、各学年に応じた選書の支援を受けます。
- 家庭と連携した「ノーテレビデー」や**家庭での読書**の取組の充実に努めます。

¹⁴ ノーテレビデー：幼稚園、保育所、学校、PTA が協力して、家庭でテレビを消し家庭で過ごす取組。

¹⁵ 司書教諭：学校図書館法に基づいて設けられた、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うために置かれる専門的な職務を行うための教諭。

(4) 障がいのある子どもの読書活動の支援

障がいのある子どもたちは、家庭、地域、学校などいろいろなところでいろいろな人たちの支援を受けながら読書活動を進めています。

特別な支援を必要とする子どもたちが読書活動できるようさまざまな取組をする必要があります。

[現状と課題]

- 視覚、聴覚、知的、情緒、肢体不自由、病弱など、障がいのある子どもの困り感に応じた読書活動の支援が求められます。
- 市立図書館では、点字図書などの資料を収集し、音声読書機、拡大読書機などの機器を整備し、子どもたちへの支援をしています。
- 児童文化センターでは、鳥取大学医学部附属病院院内学級へ出張読み聞かせを行っています。また、市内の希望する小児科医院に対して図書を選書し、団体貸出をしています。

コメント [j28]: 削除

[施策の方向]

- 障がいのある子どもの困り感に応じた読書活動の支援に努めます。
- 市立図書館では、点字図書などの資料を収集し、音声読書機、拡大読書機などの機器を整備し、子どもたちへの支援をしています。(削除)
- 市立図書館では、今後も、障がいのある子どもの困り感に応じた資料を収集し、子どもたちへの支援に努めます。

コメント [j29]: 前回資料における誤植。正しくは、「市立図書館では、施設改修に合わせて対面朗読室の整備を行います。」であり、この文言を削除する。

2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

市立図書館や学校をはじめとする関係施設において、子どもの読書活動を推進するために必要な環境の整備に努めます。

(1) 市立図書館

[現状と課題]

- 平成25年8月のリニューアルオープン時に、児童図書スペースを拡張し、「おはなしのへや」、授乳室及び幼児用トイレ等を設置しています。(新規)
- 絵本の展示スペースを充分にとり、テーマ別または発達段階に応じた本を配架しています。(新規)
- 各分野の本をまとめた書架に並べるなど、本を探しやすいよう配架し、落ち着いて読書や調べ物ができるスペースを設置しています(新規)
- 建物などの老朽化が顕著となっています。(削除)
- 開架スペースが狭いため、配架が利用しにくい状況です。(削除)

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。(新規)

- ~~老朽化・狭あい化した施設を増改築することにより読書環境の整備に努めるとともに、児童図書及び児童へのサービスの充実に努めます。(削除)~~

- ~~想像力、知的好奇心を充分満足させるように、各分野の本をまとめた書架に並べるなど、本を探しやすいよう配架し、落ち着いて読書や調べ物ができるスペースを設置します。~~

- ~~絵本の展示スペースを充分にとり、テーマ別または発達段階に応じた本を配架します。~~

- ~~おはなしの部屋、授乳室、幼児用トイレ等を設置します。~~

(2) 児童文化センター

[現状と課題]

- 学校、幼稚園、保育所~~挿入~~をはじめ、読み聞かせ団体や子育てサークルなど、地域でおはなし会を実施する団体に大型絵本、大型紙芝居、ブラックライト紙芝居などを整備し貸出することで地域の読書活動を支援しています。
- 季節やテーマ展示を随時行い、利用者が本に親しみやすい読書環境の整備に努めています。
- 乳幼児用の絵本、育児書等の充実を図り、子育て情報資料提供の場を設けています。
- 所有する図書が古くなっています。
- 子どもたちが読書活動を行うために十分な蔵書があるとは言いがたい状況です。
- 児童文化センターから離れた地域に住む子どもたちが利用する機会が少なくなる傾向が見られるため、児童文化センターから離れていても、本に親しむことができる環境の整備が必要です。

コメント [j30]:

「、認定こども園」

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供や地域での出張読み聞かせに努めます。

(3) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館~~挿入~~

[現状と課題]

- 各施設では、蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

[施策の方向]

- 読み聞かせを継続し、子どもたちが本に親しむ機会を提供します。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設からの配本の支援を受けます。
- 学校図書館の利用促進を図り、本に親しむ機会の提供に努めます。

コメント [j31]:

「、子育て支援センター」

(4) 学校図書館等

[現状と課題]

- 市(組合)立小・中・特別支援学校で学校図書館の蔵書がデータベース化されており、学校間の資料検索が可能となっています。
- 市の文書集配車両を利用して、物流システムが確立された配本サービスを行っており、全学校図書館相互の図書の貸借を行っています。
- 幼稚園、保育所~~挿入~~では、蔵書数が充分ではない場合があります。

コメント [j32]:

「、認定こども園」

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。(新規)
- 市の文書集配車両を利用した物流システムによる配本を行い、全学校図書館相互の図書の貸借を行います。(新規)
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設が支援に努めます。(削除)

3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが、自主的に読書活動を行うためには、子どもの読書活動に関わるさまざまな大人たちの理解や協力が必要です。

市立図書館や学校等の読書活動の担い手の育成や読み聞かせを实践できるボランティアの育成に努めます。

[現状と課題]

- 学校図書館法では、12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置することになっていますが、鳥取県では学校規模にかかわらず全校に配置されています。
- 米子市では、すべての市(組合)立小・中・特別支援学校に学校図書館職員が配置されています。
- 学校図書館に関わる司書教諭、学校図書館職員は連携して、学校図書館の運営にあたり、随時行われる研修会に参加するなどして、能力の向上を図っています。
- ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域における読書活動の主役として、行政や他の団体と連携して活動しています。

[施策の方向]

- 子どもの読書活動に関わる者が、研修会などに参加するなどして、能力の向上を図ります。
- 市立図書館や児童文化センターの司書は、学校図書館職員研修会及び司書教諭・学校図書館職員合同研修会に参加協力し、司書教諭、学校図書館職員の能力向上を支援します。

- 市立図書館、児童文化センター、学校などで読み聞かせを行うボランティアの育成に努めます。
- ボランティア増員のため、ボランティアの育成研修会を実施します。

4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校など、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要です。

子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められます。

[現状と課題]

- 4月23日の「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」などに合わせ、市立図書館では、イベントを開催しています。
- 子どもの読書活動の推進に関しては、保護者や子どもを取り巻く大人たちへの周知が不足している状況です。

[施策の方向]

- 子どもの読書活動の重要性について、米子市のホームページ、広報紙等、さまざまな方法でお知らせします。
- 「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」などに合わせ、子どもの読書活動の重要性について、家庭、地域などに周知を図ります。
- 市立図書館では、子どもの読書活動に関わる大人に対して子どもの読書活動の重要性について啓発します。
- 市立図書館や児童文化センターでは、これまでの取組を継続し、それぞれの施設で行われるさまざまなイベントの中で、子どもの読書活動への理解や普及に努めます。

資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により策定する米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第三次計画）（以下「推進ビジョン」という。）の案について検討するため、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進ビジョンの検討を行い、その結果を取りまとめて、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

H28. 12. 19

米子市子どもの読書活動推進ビジョン

(第三次計画)

【第1回修正案】

平成 年 月

米 子 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 子どもの読書活動の意義と大人の役割	1
2. 子どもの読書活動推進の背景	1
第2章 基本的な考え方	2
1. 計画の目標	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の対象及び期間	2
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	4
1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進	6
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	6
① 家庭の役割	6
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	7
① 市立図書館の役割	7
② 児童文化センターの役割	8
③ なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館、子育て 支援センターの役割	9
(3) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進	10
① 幼稚園、保育所、認定こども園の役割	10
② 学校の役割	11
(4) 障がいのある子どもの読書活動の支援	12
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	12
(1) 市立図書館	12
(2) 児童文化センター	13
(3) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館、子育て 支援センター	13
(4) 学校図書館等	13
3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成	14
4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発	15
資料1	16
子どもの読書活動の推進に関する法律	16
資料2	18
文字・活字文化振興法	18
資料3	20
米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱	20

第1章 計画策定の趣旨

1. 子どもの読書活動の意義と大人の役割

子どもの読書活動は、言葉の意味を知るのみにとどまらず、「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」などの力を育て、豊かな人間性を育み、人生を送るための財産として生きる力となります。

また、教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を持っています。

このように、計り知れない価値を持っている子どもの読書活動は、幼い頃から習慣化することが大切です。

そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていく必要があります。

すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる子どもの読書活動を、米子市全体として推進します。

2. 子どもの読書活動推進の背景

今日、わが国においては少子高齢化の進展に加え、人口減少社会の到来という歴史的な転換期を迎え、核家族化とも相まって、家庭や地域において子どもたちの成長を支える基盤が弱くなってきています。また、インターネットの普及とともに、ゲーム機、ケータイ、スマートフォンなど、さまざまな情報通信機器の急速な発達、普及などにより、生活環境の変化や乳幼児期からの読書習慣の未形成などによる「読書離れ」ということも指摘されています。

このような状況の中、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

また、平成14年8月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成20年3月には第二次基本計画を、そして平成25年5月には第三次基本計画を策定し現在に至っています。

これを受けて鳥取県は、平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月には第二次計画を、そして平成26年3月には第三次計画を策定し、読書活動の取組や方向性を示しています。

米子市では、国や鳥取県の考え方を踏まえ、平成18年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、その後、平成24年6月に、項目ごとに「現状と課題」を振り返り、施策の方向性について明記した第二次計画を策定しました。

このたびの計画では、第二次計画の成果と課題を振り返り、改めて施策の方向性を明記しました。

第2章 基本的な考え方

1. 計画の目標

「子どもの読書活動」は、子どもが成長していく上で、とても重要な役割を持っています。

米子市では、次の4項目を基本目標として、子どもの読書活動を推進することとします。

1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成
4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

2. 計画の位置付け

米子市では、第3次米子市総合計画「米子いきいきプラン2016」（平成28年3月策定）において、「生活充実都市・米子」を市の将来像として、その中で4つのまちづくりの目標の一つに、「豊かな心と人を育み、人を大切に作るまちづくり」を掲げています。さらにこの中で、まちづくりの基本方向として「豊かな心を育む学校教育の推進」、「青少年育成」、「生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現」などを掲げて各種の施策を展開しています。

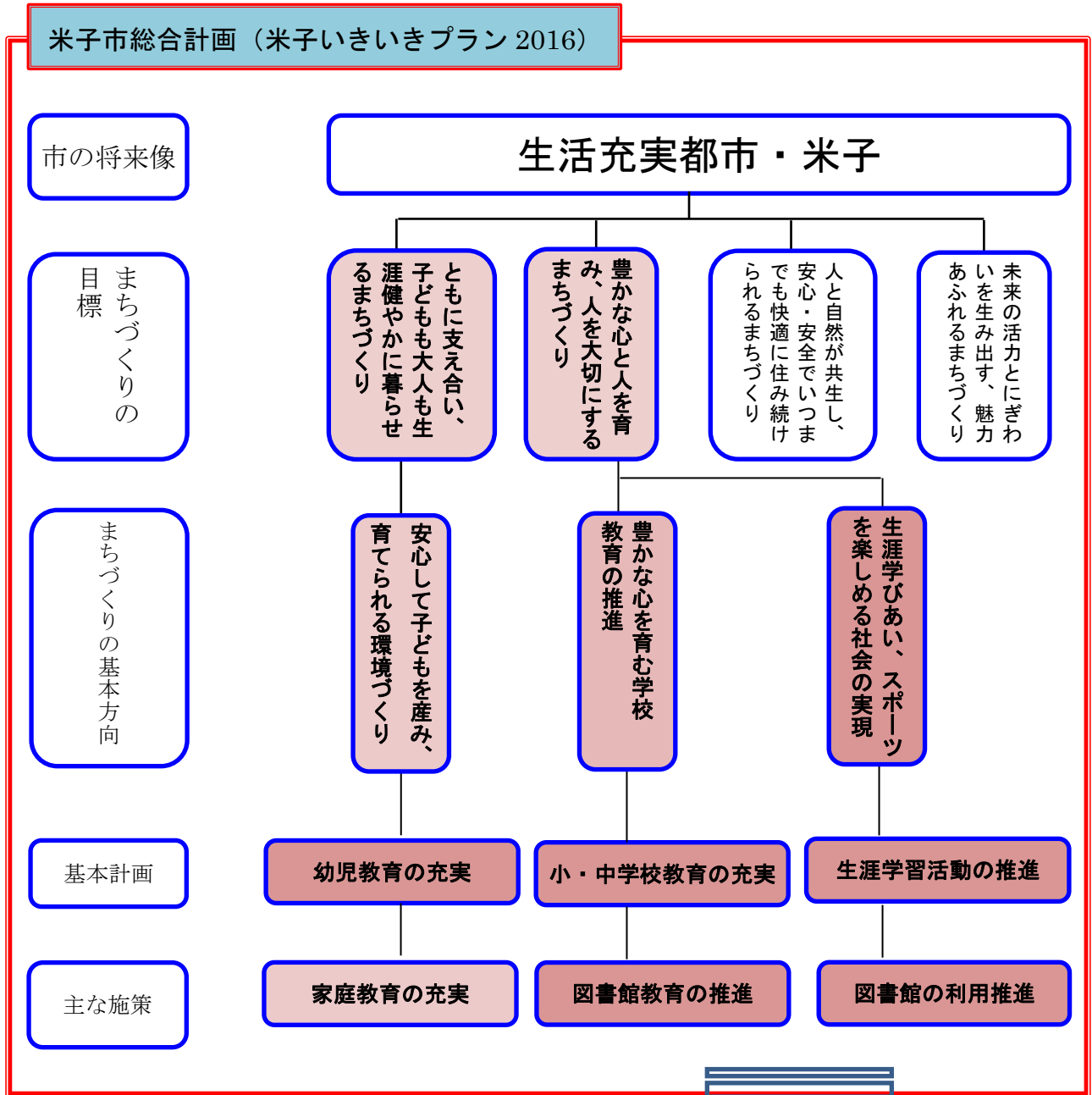
また、平成24年10月に、米子市教育委員会が策定した、「米子市教育振興基本計画」においては、“ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子”という目指すべき教育理念のもと、その中で4つの基本目標の一つに、「学ぶ楽しさのあるまち」を掲げ、さらに基本施策として「子どもの読書活動の推進」を定めています。

国・県の定めた計画や米子市総合計画及び米子市教育振興計画との整合性を図り、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第三次計画）」を策定します。（計画の体系図参照）

3. 計画の対象及び期間

- (1) この計画における「子ども」とは、0歳児からおおむね18歳までの者をいい、この計画は全ての大人を対象とします。
- (2) この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画の体系図



米子市教育振興基本計画

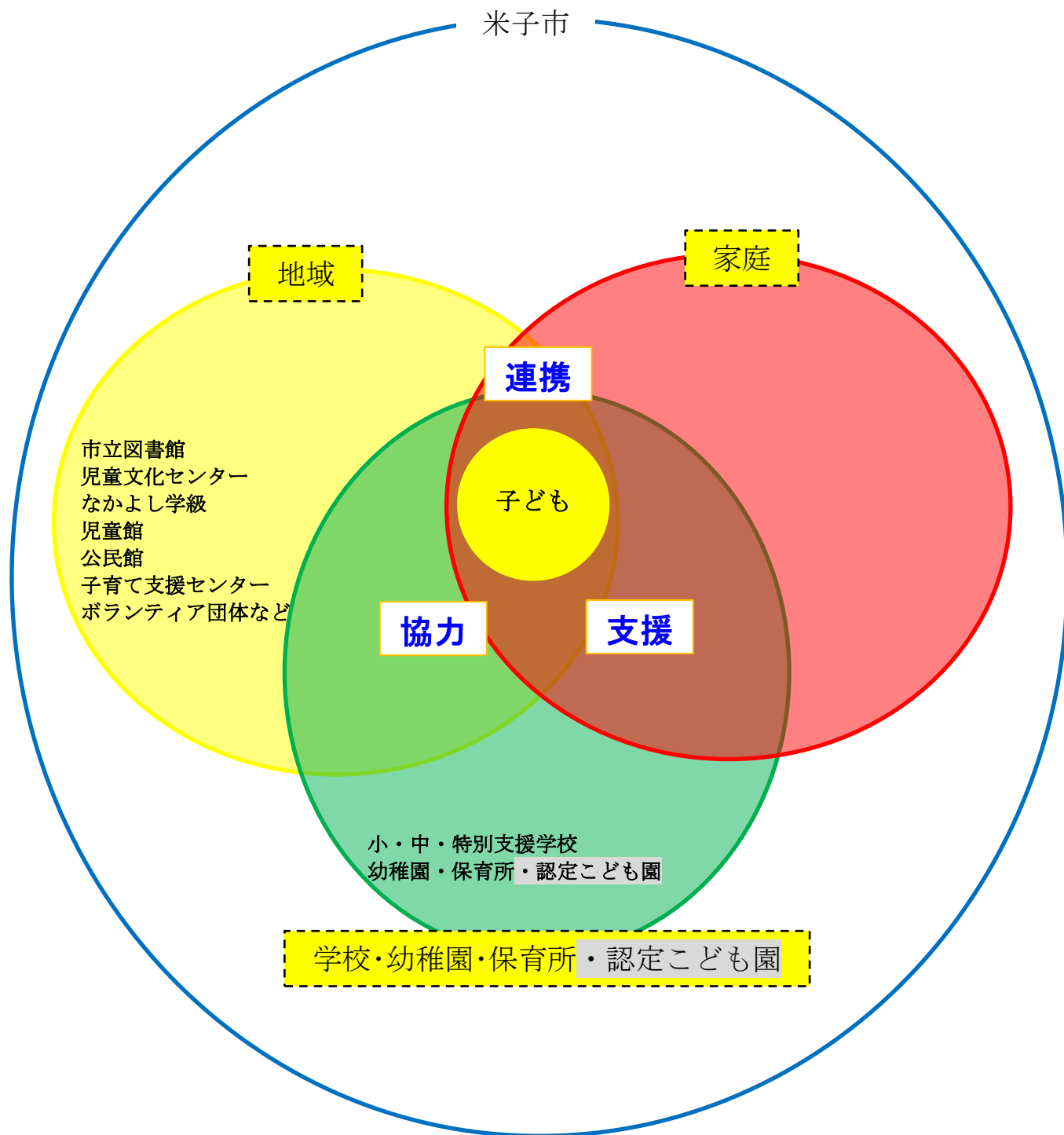
米子市子ども読書活動推進計画

基本目標

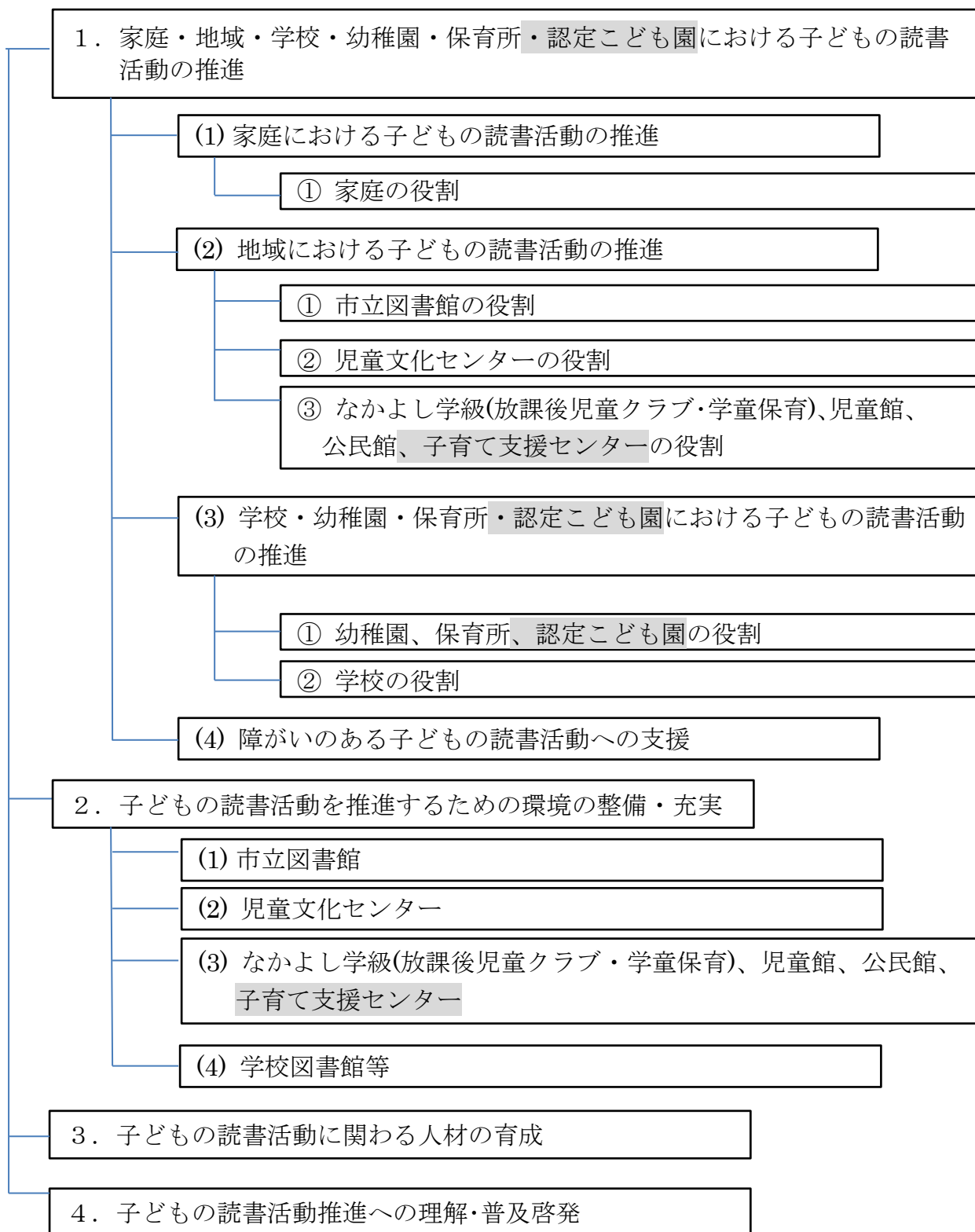
- 1 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- 4 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

子どもの読書活動推進ビジョン推進体制（イメージ図）



[施策の体系図]



1. 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもに読書習慣を身に付けさせるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切です。そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要です。

特に家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与えられていると言われています。

また、乳幼児期は、大人の子どもの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子のきずなが深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎がつけられていきます。

米子市では、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供するため、読書活動の推進において重要な役割を果たすことができるよう努めます。

① 家庭の役割

[現状と課題]

- 幼少期から絵本に親しむ機会が少ないなどの理由から読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなる場合も多く、保護者の側にも子どもと本の関わり方に戸惑いがある場合もあります。
- テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどの情報メディアが、日常生活に浸透し、大人も子どもも読書離れが進んでいます。
- 塾や習い事などによって、家庭での時間をゆとりをもって過ごすことが少なくなっている傾向にあります。
- 米子市や子どもに関わる機関では、次のような取組をしています。
 - ・ 米子市では、子どもの6か月児健康診査時に「ブックスタート¹」事業を行っており、絵本をプレゼントし、健康対策課、市立図書館や児童文化センターの司書が中心となって、ボランティアと連携し、絵本を通じた保護者たちの子育て支援を行っています。また、市立図書館では、推薦図書リストを作成配布しています。
 - ・ 市立図書館、児童文化センターなどの施設では、ボランティアの協力を得て、おはなし会²が行われていることを紹介しています。
 - ・ 市立図書館ホームページで子育て支援情報、推薦図書について紹介しています。
 - ・ 児童文化センターでは、育児サークルなど地域へ出張読み聞かせを行っています。

[施策の方向]

- 家庭での子どもの読書活動の重要性について、保護者への理解に努めます。
- 保護者に対し、家庭での読書の大切さについて啓発に努めます。

¹ ブックスタート：赤ちゃんや保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを届けるために、自治体が行う、「絵本」と「赤ちゃんや絵本を楽しむ体験」を贈る活動。

² おはなし会：昔話を語ったり、絵本の読み聞かせをしたりすること。

- 家庭での読書を介したコミュニケーションづくりについて啓発に努めます。
- 読書の楽しみ方など各種講座の実施に努めます。
- 鳥取県子ども読書アドバイザー³の活用について啓発に努めます。
- 赤ちゃんに絵本を手渡す「ブックスタート」事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合い、乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごせるよう取組みます。
- 「ブックスタート」絵本や市立図書館の推薦図書リストの活用について啓発に努めます。
- 「ブックスタート」事業に続き、セカンドブック⁴などのブックスタートフォローアップ事業について調査・研究を行います。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちが、本に親しみ、本の世界を楽しみながら、個性を伸ばし、想像力を養っていけるよう、市立図書館などでは、選書や各種サービスによって、読書環境の整備、充実に努めるとともに、子どもたちが読書活動を習慣とし、自由に読書活動を行うことに期待しています。

① 市立図書館の役割

[現状と課題]

- 子どもが読書の楽しみ、喜びを知るとともに、子どもの学習や調査・研究に協力できるよう、質のよい本を選書し、幅広く収集するよう努力しています。
- 本の貸出、予約・リクエストの受付、レファレンス⁵、読書相談などを通して、子どもたちに本を提供しています。季節やテーマ展示を適宜行っています。
- 乳幼児の推薦図書の紹介、小学生から中学生、高校生までの推薦図書リストを作成し、ブックレット⁶あるいはホームページ上で公開しています。
- 県内の公共図書館をはじめとして全国の公共図書館と相互貸借⁷を行っています。
- 移動図書館車⁸による巡回貸出を行い、児童館、地域文庫、検診会場等へ貸出文庫として定期的に配本しています。
- ブックスタート支援と「おはなし会」
 - ・ 6か月児健康診査時に、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや、絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者への理解に努めます。

³ 鳥取県子ども読書アドバイザー：鳥取県が実施する事業で、子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材を「子ども読書アドバイザー」として、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の保護者研修会などに派遣している。

⁴ セカンドブック：「ブックスタート」事業後に、自治体が、乳幼児期や小学生を対象に、「次の一冊」を贈る活動。

⁵ レファレンス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。

⁶ ブックレット：小冊子。

⁷ 相互貸借：複数の図書館の間で相互に図書資料等の貸借する仕組み。

⁸ 移動図書館車：図書資料を自動車に積んで、施設等を巡回し、一般貸出を行う車両。

- ・ 図書館児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」を開いています。「子ども読書の日⁹」や「図書館まつり」等の行事でも、「おはなし会」や「絵本づくり」などの親子で参加できる催しをしています。
- ・ 乳児向けの絵本コーナーを設置しています。
- 学校図書館の支援と連携
 - ・ 市(組合)立小・中・特別支援学校の問い合わせに対して、リクエスト貸出を行っています。
 - ・ 学期ごとに長期貸出として、学級文庫用図書のセット貸出を行っています。
 - ・ ふるさと米子を知るためのパスファインダー¹⁰「ふるさと米子探検隊」を年1回発行し、市(組合)立小・中・特別支援学校¹¹の図書館及び各教室に配布しています。
 - ・ 児童・生徒の施設見学・ガイダンス¹²及び中・高生の職場体験の受入れをしています。

[施策の方向]

- レファレンス、読書相談に積極的に対応します。
- 図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本の調べ方などの説明に努めます。
- ヤングアダルトコーナー¹³を充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介をします。
- 移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービスに努めます。
- 創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくります。
- 子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催します。
- 他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行います。
- 今後も学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を行います。
- 県立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上に努めます。

② 児童文化センターの役割

[現状と課題]

- 言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」を実施し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに取り組んでいます。
- 「としよしつだより」を発行し、新刊情報や読書に関わる情報を提供しています。

⁹ 子ども読書の日：平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された日。

¹⁰ パスファインダー：資料・情報を収集する際に検索方法をまとめたもの。

¹¹ 特別支援学校：障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う学校。

¹² ガイダンス：利用方法や情報収集に役立つ初歩的な説明、案内。

¹³ ヤングアダルトコーナー：主に中・高校生にあたる思春期の子どもたち向けにそろえられた図書コーナー。

- ボランティアと連携して、「おはなし会」を実施しています。
- 館内において、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・特別支援学校等の希望団体へ「おはなし会」を随時実施しています。
- 大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を実施しています。
- 6か月児健康診査時に行われる、「ブックスタート」事業の支援として、保護者を対象に絵本の読み聞かせや、絵本を通じたふれあいの大切さについてお伝えしています。
- ボランティア育成と保護者への読書活動啓発のため、読み聞かせ講座を実施しています。
- 小・中学校への団体貸出¹⁴、レファレンスを実施しています。
- 児童・生徒の施設見学・ガイダンス及び中・高生の職場体験の受入れを行っています。
- 小・中・特別支援学校に移動図書館車の巡回による本の提供を行っています。
- 希望する団体に本を選書し、団体貸出をしています。
- 学校図書職員¹⁵研修会に参加協力しています。

[施策の方向]

- 子どもと保護者が一緒に楽しめる読書環境づくりに努めます。
- 新刊情報などを通して、読書に関わる情報を引き続き提供します。
- ボランティアと連携して、「おはなし会」などのサービスを継続します。
- 妊婦対象に「おはなし会」を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図ります。
- 就学前児童の読書環境を整えるため、幼稚園、保育所、認定こども園への団体貸出を強化し、保育士および保護者に読書への関心の啓発を図ります。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供を継続します。
- 市立図書館、学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力に努めます。
- 市立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上に努めます。

③ なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館、子育て支援センターの役割

(ア) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館・子育て支援センター

[現状と課題]

- なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）や児童館では、活動時間が短いですが、読み聞かせを行っています。

[施策の方向]

¹⁴ 団体貸出：図書館などが地域や職場の団体やグループなどに図書資料等をまとめて貸出をすること。

¹⁵ 学校図書職員：主に、学校図書館における諸事務を担当する職員。

- 読み聞かせを継続し、児童の読書への関心を高めるとともに読書の機会を提供します。
- 市立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上に努めます。

(イ) 公民館

[現状と課題]

- ボランティアによる読み聞かせを行っています。
- 市立図書館の新刊本の紹介が行われています。
- 市立図書館からの移動図書館車が公民館へ巡回するなどして、図書の提供を受けています。
- 図書室は、子どもが本を借りることが出来る場所ですが、蔵書数、図書室の運営方法は、公民館により異なっています。
- 蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

[施策の方向]

- 図書室の図書の充実に努めます。
- 子どもたちへの読み聞かせ支援を継続し、子ども読書活動の大切さを啓発します。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館からの支援を受けます。

(ウ) 子育て支援センター

[現状と課題]

- 子育て支援センターでは、毎日、複数回、絵本の読み聞かせを行っています。

[施策の方向]

- 市立図書館等と連携して、研修の機会を設け、職員の資質の向上に努めます。

(3) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進

学校や、幼稚園、保育所、認定こども園は、子どもたちが1日の大半を過ごし、同年齢、異年齢の友だちとふれあいながら成長していく場です。

幼稚園や保育所、認定こども園では、乳幼児期に絵本や物語に接することで読書の楽しさと出会えるよう、絵本の読み聞かせや本の貸出が行われています。

学校では、朝の読書¹⁶などの子どもたちが本と出会う時間の確保がなされています。また、学校図書館は、読書活動のみにとどまらず、学習活動の支援をするうえで大きな役割を担っています。

学校は、学習活動を通じた子どもの読書習慣の形成に大きな役割を持っています。

① 幼稚園、保育所、認定こども園の役割

[現状と課題]

¹⁶ 朝の読書：主に朝の授業の始まる前の時間に、全校で読書に取り組むこと。

- 絵本を通してさまざまな保育活動を実践し、豊かな感性を育てています。
- 乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、発達段階に応じた読み聞かせを行っています。
- 絵本について、家庭との連携を図るよう努めています。
- 教職員の研修を実施し、能力や資質の向上を図っています。
- 乳幼児期の親子の絆を深めるため、絵本の貸出を行っていますが、家庭での読書活動には差が見られます。
- 市立図書館・児童文化センターを活用していますが、連携・活用が少ない傾向にあります。

[施策の方向]

- 乳幼児期の読み聞かせを継続し、子どもたちが絵本に親しむ機会を提供します。
- 絵本を通して、保育活動を充実させ、心豊かな感性を育てます。
- 講演会などを通し、大人も絵本などの読書を楽しめるよう、啓発します。
- 「ノーテレビデー¹⁷」などの取組を通して、家庭での読書活動の大切さを保護者に伝え、読み聞かせによる乳幼児期の親子の絆を深められるよう啓発します。
- 市立図書館、児童文化センターとの連携を深め、活用に努めます。
- 市立図書館等と連携し、情報交換や研修の機会を設け教職員・保育士等の資質の向上に努めます。

② 学校の役割

[現状と課題]

- 「朝の読書」は、すべての小中学校で実施されており、1日の始まりの読書により学習への気持ちの切り替えなど、さまざまな効果があることが認識されています。
- 「朝の読書」の時間や休憩時間を利用して、ボランティアによる読み聞かせが行われています。
- 市立図書館から学期単位で貸出を受けた図書は、「朝の読書」などに利用されています。
- 「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行うなど、子どもたちの活動によって読書活動が活性化されています。
- 市(組合)立全小・中・特別支援学校の学校同士で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化に努めています。
- 市(組合)立全小・中・特別支援学校に配置されている司書教諭¹⁸や学校図書職員に対する研修を行い、能力の向上を図っています。

[施策の方向]

¹⁷ ノーテレビデー：幼稚園、保育所、学校、PTAが協力して、家庭でテレビを消し家庭で過ごす取組。

¹⁸ 司書教諭：学校図書館法に基づいて設けられた、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うために置かれる専門的な職務を行うための教諭。

- 主体的な学習に対応するため、学習情報センターとしての機能の充実・活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感じさせ、豊かな心や感性の育成に努めます。
- 小・中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実に努めます。
- 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせ等を推進します。
- 市立図書館司書等から、各学年に応じた選書の支援を受けます。
- 家庭と連携した「ノーテレビデー」や家庭での読書の取組の充実に努めます。

(4) 障がいのある子どもの読書活動の支援

障がいのある子どもたちは、家庭、地域、学校などいろいろなところでいろいろな人たちの支援を受けながら読書活動を進めています。

特別な支援を必要とする子どもたちが読書活動できるようさまざまな取組をする必要があります。

[現状と課題]

- 障がいのある子どもの困り感に応じた読書活動の支援が求められます。
- 市立図書館では、点字図書などの資料を収集し、音声読書機、拡大読書機などの機器を整備し、子どもたちへの支援をしています。
- 児童文化センターでは、鳥取大学医学部附属病院院内学級へ出張読み聞かせを行っています。また、市内の希望する小児科医院に対して図書を選書し、団体貸出をしています。

[施策の方向]

- 障がいのある子どもの困り感に応じた読書活動の支援に努めます。
- 市立図書館では、今後も、障がいのある子どもの困り感に応じた資料を収集し、子どもたちへの支援に努めます。

2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

市立図書館や学校をはじめとする関係施設において、子どもの読書活動を推進するために必要な環境の整備に努めます。

(1) 市立図書館

[現状と課題]

- 平成25年8月のリニューアルオープン時に、児童図書スペースを拡張し、「おはなしのへや」、授乳室及び幼児用トイレ等を設置しています。
- 絵本の展示スペースを充分にとり、テーマ別または発達段階に応じた本を配架しています。

- 各分野の本をまとめた書架に並べるなど、本を探しやすいよう配架し、落ち着いて読書や調べ物ができるスペースを設置しています。

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。

(2) 児童文化センター

[現状と課題]

- 学校、幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ、読み聞かせ団体や子育てサークルなど、地域でおはなし会を実施する団体に大型絵本、大型紙芝居、ブラックライト紙芝居などを整備し貸出することで地域の読書活動を支援しています。
- 季節やテーマ展示を随時行い、利用者が本に親しみやすい読書環境の整備に努めています。
- 乳幼児用の絵本、育児書等の充実を図り、子育て情報資料提供の場を設けています。
- 所有する図書が古くなっています。
- 子どもたちが読書活動を行うために十分な蔵書があるとは言いがたい状況です。
- 児童文化センターから離れた地域に住む子どもたちが利用する機会が少なくなる傾向が見られるため、児童文化センターから離れていても、本に親しむことができる環境の整備が必要です。

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供や地域での出張読み聞かせに努めます。

(3) なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）、児童館、公民館、子育て支援センター

[現状と課題]

- 各施設では、蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

[施策の方向]

- 読み聞かせを継続し、子どもたちが本に親しむ機会を提供します。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設からの配本の支援を受けます。
- 学校図書館の利用促進を図り、本に親しむ機会の提供に努めます。

(4) 学校図書館等

[現状と課題]

- 市(組合)立小・中・特別支援学校で学校図書館の蔵書がデータベース化されており、学校間の資料検索が可能となっています。

- 市の文書集配車両を利用して、物流システムが確立された配本サービスを行っており、全学校図書館相互の図書の貸借を行っています。
- 幼稚園、保育所、認定こども園では、蔵書数が充分ではない場合があります。

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。
- 市の文書集配車両を利用した物流システムによる配本を行い、全学校図書館相互の図書の貸借を行います。

3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが、自主的に読書活動を行うためには、子どもの読書活動に関わるさまざまな大人たちの理解や協力が必要です。

市立図書館や学校等の読書活動の担い手の育成や読み聞かせを实践できるボランティアの育成に努めます。

[現状と課題]

- 学校図書館法では、12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置することになっていますが、鳥取県では学校規模にかかわらず全校に配置されています。
- 米子市では、すべての市(組合)立小・中・特別支援学校に学校図書職員が配置されています。
- 学校図書館に関わる司書教諭、学校図書職員は連携して、学校図書館の運営にあたり、随時行われる研修会に参加するなどして、能力の向上を図っています。
- ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域における読書活動の主役として、行政や他の団体と連携して活動しています。

[施策の方向]

- 子どもの読書活動に関わる者が、研修会などに参加するなどして、能力の向上を図ります。
- 市立図書館や児童文化センターの司書は、学校図書職員研修会及び司書教諭・学校図書職員合同研修会に参加協力し、司書教諭、学校図書職員の能力向上を支援します。
- 市立図書館、児童文化センター、学校などで読み聞かせを行うボランティアの育成に努めます。
- ボランティア増員のため、ボランティアの育成研修会を実施します。

4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校など、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要です。

子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められます。

[現状と課題]

- 4月23日の「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」などに合わせ、市立図書館では、イベントを開催しています。
- 子どもの読書活動の推進に関しては、保護者や子どもを取り巻く大人たちへの周知が不足している状況です。

[施策の方向]

- 子どもの読書活動の重要性について、米子市のホームページ、広報紙等、さまざまな方法でお知らせします。
- 「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」などに合わせ、子どもの読書活動の重要性について、家庭、地域などに周知を図ります。
- 市立図書館では、子どもの読書活動に関わる大人に対して子どもの読書活動の重要性について啓発します。
- 市立図書館や児童文化センターでは、これまでの取組を継続し、それぞれの施設で行われるさまざまなイベントの中で、子どもの読書活動への理解や普及に努めます。

資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料 2

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により策定する米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第三次計画）（以下「推進ビジョン」という。）の案について検討するため、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進ビジョンの検討を行い、その結果を取りまとめて、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 各種関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。